第 508 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 4 年 10 月 14 日(金) 午後 1 時 30 分~午後 2 時 05 分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 中山惠子会長、鈴木会長代理、小野木委員、長谷川委員

(労働者代表委員) 安藤委員、太田委員、大脇委員、木戸委員、中島委員

(使用者代表委員) 江原委員、梶原委員、澁谷委員、太箸委員、堀江委員

(事務局)代田局長、伊勢労働基準部長、髙橋賃金課長、服部主任賃金指導官、 木村課長補佐、宮下賃金指導官、高橋賃金指導官、吉田賃金調査員

議 題 (1) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(2) その他

議事

○高橋賃金指導官

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、着座にて御案内申し上げます。第 508回愛 知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局より御案内いたします。本日御出席の委員の皆様におかれましては、入場時の手指のアルコール消毒及び検温に御協力頂きありがとうございます。机上にはアクリル遮蔽板を設置しておりますが、水分補給時以外のマスク着用の徹底につき、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1 からNo.4 を配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等はございませんでしょうか。なお、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴の希望者はありませんでしたことを併せて御報告いたします。

それでは、以降の進行につきましては、中山惠子会長にお願いいたします。

○中山惠子会長

では、定刻より若干早いのですが、ただ今より第508回愛知地方最低賃金審議会を開催させていただきます。事務局は、委員の出欠状況を御報告下さい。

○高橋賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は中山徳良委員が御欠席で 4 名の委員が御出席、労働者代表委員は5 名の委員全員が御出席、使用者代表委員は5 名の委員全員が御出席となっております。委員定数15 名中14 名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2

項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満た しておりますことを併せて御報告いたします。

○中山惠子会長

ありがとうございます。事務局より本審議会は定足数を満たしている旨の御報告がございました。では、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

では、早速議事に入ります。議題(1)「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」でございます。2業種に係る特定最低賃金の改正決定について、審議を行います。

本年度の特定最低賃金の改正決定につきましては、既に全ての専門部会で結審され、各部会長より頂いた改正決定に関する報告書を、本日の資料No.1及びNo.2としてお手元に配布しております。事務局から、各部会長からの報告書の読み上げをお願いいたします。

○高橋賃金指導官

それでは、資料No.1 から読み上げさせていただきます。

令和4年10月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中 山 惠 子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金専門部会

部会長 小野木 昌弘

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に関する報告書 当専門部会は、令和4年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製 鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結 果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは、省略させていただきます。

別紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

なお、項目の1、2、3、5 につきましては、現行と変更がありませんので、読み上げを省略し、変更のあった項目のみ読み上げさせていただきます。

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1 時間 1,018 円
- 6 効力発生の日令和4年12月16日

続いて、資料 No. 2 を読み上げさせていただきます。

令和4年10月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中 山 惠 子 殿

愛知地方最低賃金審議会 愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会 部会長 鈴木 進也

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは、省略させていただきます。

別紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

なお、資料No.1 と同様に、項目の1、2、3、5 につきましては、現行と変更がありませんので、読み上げを省略し、変更のあった項目のみ読み上げさせていただきます。

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1 時間 997 円
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 16 日

以上でございます。

○中山惠子会長

ありがとうございます。次に、各専門部会における審議経過につきまして、各部会長より 簡単に御報告をお願いいたします。最初に愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最 低賃金専門部会小野木部会長お願いいたします。

○小野木部会長

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会は、本年9月13日、9月20日、10月4日の合計3回にわたり議論を重ねました。3回の審議を経ても労使合意に至りませんでしたので、引上げ額22円、時間額1,018円の公益案を提示しての採決となりました。その結果、賛成過半数により同案は可決されましたので、本日専門部会長として報告させて頂きました。

以上です。

○中山惠子会長

ありがとうございます。続きまして、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会鈴木

部会長お願いいたします。

○鈴木部会長

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会は、本年9月14日、9月22日、10月4日の合計3回にわたり、議論を重ねてまいりました。全会一致を目指して議論を致しましたが、やはり当専門部会でも同様に3回の審議を経ても労使合意に至りませんでしたので、引上げ額21円、時間額997円の公益案を提示しての採決となりました。その結果、賛成過半数により同案は可決されましたので、本日専門部会長として報告させて頂きました。以上です。

○中山惠子会長

ありがとうございます。ただ今、御報告頂きました内容について、御質問等いかがでしょうか。

(意見なし)

○中山惠子会長

よろしゅうございますか。では審議を進めます。例年、まず改定となる特定最低賃金の効力発生日について審議を行い、その後特定最低賃金額の改定についての審議を行っております。今年度もこの順序で進めたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○中山惠子会長

ありがとうございます。では、特定最低賃金の効力発生日について審議を行います。 事務局から、御説明をお願いします。

○服部主任賃金指導官

先ほど、各部会長から御報告を頂きました2業種に係る特定最低賃金専門部会報告書の別紙において、「効力発生の日」は、いずれも、令和4年12月16日とされています。愛知県では、例年、改正決定に関する報告がなされた業種については、特定最低賃金の効力発生日を同一日とし、その日を12月16日としています。

○中山惠子会長

ただ今事務局から、本年度についても 12 月 16 日発効という御説明がありましたが、御質問等いかがでしょうか。

(意見なし)

○中山惠子会長

よろしいですか。では、今年度も例年と同様、効力発生日に関しましては、専門部会報告書どおり令和4年12月16日とさせていただきます。よろしゅうございますね。

(異議なし)

○中山惠子会長

ありがとうございます。御異議無いようですので、今年度も同様にいたしますが、次に、 改正特定最低賃金額についての審議に移らせていただきます。

なお、各専門部会の審議結果を、表にしました資料がNo.3となっております。「令和4年度特定最低賃金専門部会審議結果表」及びお隣の両専門部会長からの審議経過報告のとおり、「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」及び「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金」は、採決による決定となっております。これから、この2業種につきまして、改正特定最低賃金額についての採決に移らせていただきます。

(異議なし)

○中山惠子会長

よろしいですね。では、まず「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」 の採決を行わせていただきます。

○中山惠子会長

引上額22円、時間額1,018円について、賛成の方、挙手をお願いします。

○高橋賃金指導官

賛成:公益3名、労働者側0名、使用者側5名、合計8名です。

〇中山惠子会長

はい、ありがとうございます。次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

○高橋賃金指導官

反対:公益0名、労働者側5名、使用者側0名、合計5名です。

○中山惠子会長

では、採決の結果を発表いたします。

賛成が、公益3名、労働者側0名、使用者側5名、合計8名

反対が、公益0名、労働者側5名、使用者側0名、合計5名

という結果となりました。 賛成過半数となりましたので、専門部会報告書の内容をもちまして、本審議会の結論とさせていただきます。

続きまして、「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金」の採決を行います。

引上額 21 円、時間額 997 円について賛成の方、挙手をお願いいたします。

○高橋賃金指導官

賛成:公益3名、労働者側0名、使用者側5名、合計8名です。

○中山惠子会長

ありがとうございます。では、反対の方、挙手をお願いいたします。

○高橋賃金指導官

反対:公益0名、労働者側5名、使用者側0名、合計5名です。

○中山惠子会長

採決の結果を発表いたします。

賛成:公益3名、労働者側0名、使用者側5名、合計8名

反对:公益 0名、労働者側5名、使用者側0名、合計5名

という結果となりました。 賛成過半数となりましたので、こちらも専門部会報告書の内容 をもちまして、本審議会の結論とさせていただきます。

○中山惠子会長

専門部会報告書の内容については、本審議会の結論が得られましたので、次に答申文(案) を作成します。事務局で御準備お願いいたします。少々お待ちくださいませ。

(答申文(案)準備)

(答申文(案)配付)

○中山惠子会長

よろしいですか。では、再開いたします。事務局から答申文(案)の読み上げをお願いいた します。

○高橋賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

(案)

令和4年10月14日

愛知労働局長

代田 雅彦 殿

愛知地方最低賃金審議会 会長中山惠子

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年8月4日付け愛労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金に係る標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 6 号) 別紙 1 及び 2 については、冒頭の改正決定に係る一文を除き、各専門部会報告書と同一のものとなりますので、読み上げは省略させていただきます。 以上です。

○中山惠子会長

ありがとうございます。ただ今の答申文(案)で、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○中山惠子会長

ありがとうございます。御異議が無いようですので、労働局長への答申を致したいと思います。事務局は答申文の正本の御準備をお願いいたします。

(答申文準備) (答申文手交) (答申文(写)配付)

〇中山惠子会長

ここで、代田労働局長より答申に対する御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○代田局長

ただ今、愛知県の特定最低賃金の改正決定につきまして答申を頂きましたので、一言お礼申し上げたいと思います。

鉄鋼業及び輸送用機械器具製造業特定最低賃金の改正決定につきましては、去る8月4日、当審議会に諮問をさせて頂きました。以降、公労使各委員の皆様におかれましては真摯に御議論を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。答申頂きました2業種の最低賃金につきましては、早速、発効に向けましての手続を進めさせて頂きたいというふうに考えてございます。また、今般、金額改定を行います最低賃金の周知及び履行確保につきましても、全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。各委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、最低賃金額の周知につきまして、引き続き御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○中山惠子会長

ありがとうございます。では、本年度の特定最低賃金の審議が終了しましたので、私から も。本日無事に決定することができたのも各委員の皆様方のおかげだと思っております。公 益を代表して皆様にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

本年度の審議等に関しまして、労使各側から、何か御意見等いかがでしょうか。労働者側お願いいたします。

○大脇委員

ちょっと、今回の審議会について気づいたこと、感じたことも含めて、ちょっと労働側と して発言させていただきます。

まずは、本年度においては、コロナからの回復の兆しが見えている中でウクライナ侵攻等の影響による物価上昇、急激な物価上昇という環境の変化の中での審議が論点になったかなと思います。そのような背景を踏まえながら、労働側の主張がすべて反映されたとは言えませんでしたが、春闘の結果であったり、物価上昇の加味した昨年以上の地賃の大幅な引上げがありました。7月27日から8月4日まで行われた最低賃金の専門部会としては、非常に判断が難しい審議のかじ取りをしていただいた公益委員の皆様には、ご苦労を掛けたかなと思っております。まずは感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ここからは、特定最賃今回の審議についてになります。我々労働側としては、検討小委員会のなかで、それぞれの産業、今回2業種でしたが、それぞれの産業で働く組織化されている労働者のみならず、組織化されていない多くの仲間の労働条件向上等へと波及させ、生活の安心・安定の確保や、働く者の活力につながって、それが産業、企業の発展に結びつくとのスタンスで挑んでまいりました。これは毎年変わっていないところになります。決して労働側の側面のみだけで、偏った考えでないことは理解して頂けると思っております。

検討小委員会では何度も主張してまいりましたが、今回申出した6業種すべてにおいて、 一定数を超える協定書を提出しており、特定最低賃金の引上げが必要であるという理由については、裏付けとしてはしっかりされていると思っております。そのうち必要性ありとなっ た今回の2業種については、適用労働者数の半数以上の労働協約ケース、協定書のほうが集まって、特に鉄鋼業につきましては、毎年80%を超える労働協約ケースで提出して、かつ、協定書の最低金額も1,000円を超えている、千円以上の内容で提出している状況です。したがって必要性があると提出しているにもかかわらず、中身を見ずに地賃より下回ったりとか、結果のみで必要性なしと判断するのは、各業界の産業、企業が置かれている環境や、働く者の雇用を聞かれていないのではないかと読み取れまして、非常にそこは遺憾に感じております。

この進め方については、そもそもの特定最低賃金の審議自体が不要だと言っているようにも感じているのは、今回特に思っております。この点については、審議を取り仕切っていただいた公益委員の方々と、またちょっと考え方も含めてお話させてもらえたらなと思っております。そのような中で、今回開催された2業種の審議に対する労働側の考えは、各専門部会の中でお伝えしたとおりです。ただ、その考えや、主張してきたものの審議の中で、公益委員の方、一部の方になりますが、理解できないという発言もあったりですね、そこは非常に残念だったなと思っております。我々の説明不足であれば、その場でご質問をいただいて、説明する時間をいただけていれば、いくらでも説明できたかなとは思いますが、そういう発言があったことはちょっと残念だったなと思っております。

審議結果については、しっかりと受け止めますが、公労使の三者が真摯に議論を積み重ねた結果であったかと言いますと、先ほど言ったとおり疑問に思う部分があったので、ちょっと疑問を持つ結果となったと思います。胸を張って議論を進められたと、今回そういった審議ができたかなと言えるかなと、ちょっと感じております。とはいえ結果は結果であり、先ほど決定しました結果でありますので、働く者すべてに平等に適用されますので、今回は10月1日から改正されました地域別最低賃金と合わせまして、特定最低賃金の改正金額の周知活動というのは、労働局と連携しながら進めていきたいなと思っております。

来年に向けては、特定最低賃金の必要性審議の運用や、愛知県産業における適正な賃金相場がどうあるべきかについての課題が出てきていると思います。これは、地賃との差ですね、そういったところの優位性の話も課題として出てきております。真摯な労使協議のもとで、産業の魅力が伝わる特定最低賃金の決定がなされるよう、最低賃金制度の本来の目的を改めて確認したうえで、当該の労使より協議を、議論を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上となります。

○中山惠子会長

ありがとうございます。では使用者側委員お願いいたします。

○梶原委員

それでは私のほうから、使用者代表といたしまして一言申し上げたいというふうに思います。本年の特定最賃の議論につきまして大変難しい議論であったかというふうに思いますけ

れども、本日こういったかたちで答申がなされたということにつきましては、改めて公益、 労側各委員の方にお礼申し上げたいというふうに思っております。

今年の審議につきましては、経済情勢が非常に厳しいというような状況、これは申し上げるまでもないというふうに思っておりますし、今後の先行きといたしましても見通しが、見通せないというような中での審議ということで、そういった中ではありますけれども、我々経営者側にとっては、一定程度の賃金の引上げも必要であるという認識の下に、今回の結果になったということで考えております。

行政側に対する改めてのお願いということになりますけれども、現下の物価高騰の問題、 それから特に中小小規模企業に対する生産性向上や、価格転嫁を含む取引の適正化に向けた 適切な支援策、こういったものを具体的に、早急に実施して頂きたいというふうに考えてお りますので、改めて要望したいというふうに思います。

以上です。

○中山惠子会長

ありがとうございました。双方の委員から頂きました御意見につきましては、次回以降の 審議の場で皆様とさらに御相談しつつ進めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願いい たします。

では、答申後の手続等について、事務局から御説明ください。

○服部主任賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示につきましては、本日を公示日として、本年10月31日(月)までの間、答申要旨を公示します。この期間に異議申出があった場合には、愛知労働局長は愛知地方最低賃金審議会に対し意見を求めることになっており、本年11月1日(火)、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催することとなっております。本年10月31日(月)までの15日間に異議申出がなかった場合には、官報による公示の手続に入ります。官報の公示を本年11月16日(水)に予定し、30日経過後の本年12月16日(金)に効力発生となることを予定しております。

以上です。

○中山惠子会長

はい、ありがとうございました。

次に議題(2)「その他」でございます。何か議事はありますか。

○木戸委員

すみません。資料No.4の、教えて欲しいのですけれども、上の四角の一番下の改定状況調査による賃金上昇率という項目があるのですけれども、これなんかあの、引上げた額としたのと、あんまりマッチしていなくて、すみません勉強不足ですが、あまり意味が分からない。

特にこの令和 2 年度"示されず"の後、令和 3 年度が 0.4%というのは、何が 0.4%引上がったのかなという、何時の調査の改定状況調査で、何が何に改定されたのかという、何か全然意味が分からないのですけれども。僕だけですか。

○伊势労働基準部長

すみません。ちょっと今確認している最中なのですが、この場ですぐお答えできそうにもないので、皆様方にちょっと改めて御説明させて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇中山惠子会長

御指摘ありがとうございます。他よろしゅうございますか。事務局からはいかがですか。

○服部主任賃金指導官

次回の開催につきましては、事前に各委員の皆様に御連絡させていただきますので、よろ しくお願いいたします。

○中山惠子会長

では、以上をもちまして本日の審議は終了とさせていただきます。皆様お忙しい中どうもありがとうございました。

(令和4年10月14日)第508回愛知地方最低賃金審議会 議事録